

第 5 7 期

事 業 報 告

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

東京交通サービス株式会社

事業報告書

〔 自 令和7年4月 1 日
至 令和8年3月31日 〕

I 事業の概況

1. 事業の経過及びその成果

【全般的現況】

当社は、「鉄道・軌道保守のプロフェッショナルとして、高度な技術力と蓄積したノウハウをベースに、質の高いメンテナンスを提供し、都営交通の安全・安定輸送に貢献する」との企業理念に基づき、東京都交通局からの受託業務を中心に、鉄道・軌道施設及び車両等の保守点検業務を担っています。また、平成31年4月1日には東京都政策連携団体の指定を受け、東京都交通局グループの一員として、交通局との一体的な事業運営をより一層推進し、鉄道・軌道事業に関連する工事監理業務や保安立会業務、地上建築物の工事監督補助業務、水力発電所の安全管理業務など、交通局事業全般にわたる幅広い業務を円滑かつ確実に遂行しています。

業務の実施にあたっては、当社の安全管理規程に基づき全社員に安全意識を浸透させるとともに、運輸安全マネジメントシステムの運用により、協力会社を含めた安全管理体制の継続的改善に取り組みました。また、鉄道事業特有の技術力を有する人材として東京都交通局からの現職派遣社員やOB社員を確保するとともに、外部専門機関での研修や東京都交通局への派遣も取り入れた研修計画に基づき固有社員の人材育成を進め、鉄道をはじめとする幅広い技術の継承と会社の技術力の向上を図りました。

令和7年度は、人材獲得競争による人件費の上昇、円安や緊迫化する国際情勢などに起因する原材料及びエネルギー価格の高騰など、先行きの不透明な状況が続きました。こうした状況にあっても、当社においては、各部門が受託した業務を着実に遂行しました。

また、当期は令和6年度末に策定した「東京交通サービス株式会社 経営計画2025」の初年度として、経営計画に掲げた3つの戦略である「技術力向上戦略」、「人財重視戦略」、「事業基盤強化戦略」に基づく取組を着実に実施しました。このうち、技術力向上戦略では「ホームドア研修室の設備拡充」として、これまでの大江戸線のホームドア設備に加え、浅草線及び三田線のホームドア設備も追加設置し、令和7年4月以降順次、運用を開始しています。

今後も、安全の確保を最優先に業務を遂行しながら、将来を見据えた取組も着実に推進し、東京都交通局が進めるグループ経営の一翼を担ってまいります。

以下に、第57期（令和7年度）における各事業の現況についてご報告します。

【各事業の現況】

（駅務施設事業）

東京都交通局から、前期に引き続き、都営地下鉄１０１駅、日暮里・舎人ライナー１３駅の自動改札機、自動券売機等の駅務機器の保守管理業務及び各種データ管理システムの保守業務を受託し実施するとともに、都営地下鉄３駅、日暮里・舎人ライナー１１駅の駅改良工事等に伴う駅務機器移設を受託し実施しました。

また、都営地下鉄全線のホームドアの保守管理業務を受託し実施しました。

（電気施設事業）

東京都交通局から、前期に引き続き、５３か所の変電設備の保守管理、都営地下鉄１０１駅の照明設備の保守管理、駅構内監視システム（防犯・防災カメラ等）１０５か所の保守管理、光ケーブル設備の保守管理、駅構内工事の立会業務、電気・機械設備に関する駅構内工事の監理業務を受託し実施するとともに、東京さくらトラム（都電荒川線）の電気設備の保守管理を受託し実施しました。

また、東京都交通局からの受託業務以外では、引き続き、通信事業者からの依頼による、携帯電話・PHS・無線LAN等に係る工事・改修作業の立会や点検業務を実施しました。

（車両・機械事業）

東京都交通局から、前期に引き続き、車両検査として、都営地下鉄三田線の全般・重要部検査と浅草線・大江戸線の車両装置の一部検査を受託し実施しました。また、東京さくらトラム、日暮里・舎人ライナーの全般・重要部検査と車両保守を受託し実施しました。

機械設備保守では、冷房設備９３駅、換気設備９４駅、排煙設備９３駅、ポンプ設備９９駅などの保守管理、駅居室等の空気調和装置の保守管理を受託し実施しました。この他、２か所の交通局庁舎の設備管理業務を受託し実施しました。

（土木・建築事業）

東京都交通局から、前期に引き続き、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、交通局庁舎のエレベーター２７０基、エスカレーター７５８基の保守管理、地下鉄改良工事等の工事監理、駅建築設備の点検・修繕業務、トンネル等土木構造物の検査・点検業務、東京さくらトラムの軌道・構造物等の巡回点検、軌道の修繕・改良等の工事監理業務、街路整備事業に伴う軌道工事個所の保安立会を受託し実施するとともに、日暮里・舎人ライナーの走行路・駅施設等の安全管理業務及び大規模修繕工事の工事監理業務を受託し実施しました。また、交通局工務事務所、地下鉄改良工事事務所及び保線管理所にかかる夜間及び土休日の受付連絡業務を受託し実施しました。さらに、庁舎等地上建物の改修・改築等の工事監督補助業務を受託し実施しました。

（発電事業）

東京都交通局から、前期に引き続き、水力発電事務所の運転監視業務、安全管理業務等を受託し実施しました。

【業 績】

区 分	第 5 7 期 (令和 7 年度)
売上高 (A)	千円
駅務施設事業収入	2,121,602
電気施設事業収入	1,651,076
車両・機械事業収入	3,130,028
土木・建築事業収入	3,050,884
発電事業収入	284,495
計	10,238,085
粗利額 (B)	千円
駅務施設事業	245,513
電気施設事業	216,730
車両・機械事業	168,638
土木・建築事業	363,104
発電事業	27,985
計	1,021,972
粗利率 (B/A)	%
駅務施設事業	11.6
電気施設事業	13.1
車両・機械事業	5.4
土木・建築事業	11.9
発電事業	9.8
計	10.0

※ 千円単位で四捨五入しており、計と一致しない場合がある。

(1) 設備投資の状況

当期においては、社員の技術力向上を目的とした研修用ホームドア設備（80,500 千円）の取得等の設備投資を行いました。

(2) 資金調達の状況

該当ありません。

(3) 対処すべき課題

- ① 当社は東京都交通局グループの一員として、公共交通機関の使命である安全の確保を最優先に鉄道・軌道保守の業務を行っています。このため、安全管理規程を制定し東京都交通局に準じる安全管理体制を立ち上げ、「運輸安全マネジメントシステム」を自主的に導入し、安全対策を進めてきました。とりわけ、安全内部監査の実施をはじめ、東京都交通局や協力会社と三者合同で緊急対応訓練を実施するなど、様々な取組を通じてPDCAサイクルのスパイラルアップを着実に実施するとともに、社員一人ひとりの安全への気づき力を高め、予防保全や予兆による早期発見に努めるなど、都民やお客様の信頼に応えるため、不断の努力を積み重ねてきました。

今後も安全の確保を最優先に、東京都政策連携団体としての適正な業務運営に努めるとともに、

協力会社を含めた業務に従事する全社員に対する教育訓練、基本動作・基本作業の徹底、リスクアセスメント等の実施により安全管理体制の継続的改善を図っていきます。

- ② 当社は、これまで交通局のOB社員が中心となって業務を担ってきましたが、東京都の定年延長や退職者数の減少により、経験・技術力のあるOB社員の確保が難しくなっています。そこで、若手の技術系固有社員の採用を拡大し社員数の確保に努めてきましたが、技術系社員の育成は一朝一夕に行えるものではなく、長期に渡った計画的な育成が不可欠です。特に当社は都営交通の車両・施設のメンテナンス会社であり、作業を安全・確実に行うため高度で専門的な技術力が欠かせません。このため、人材の確保に当たっては、これまで築いてきた工業高校などとの採用チャンネルの維持に努めていくとともに、専門人材についても積極的な情報収集に努め、状況に応じ対応するなど、東京都政策連携団体として適切な人員管理に努めています。併せて「人材育成方針・人材育成計画」を適切に運用し、人事任用制度も活用しながら、固有社員の技術力の向上や技術継承を着実に進め、次代を担う人材を育成していきます。

- ③ 当社は、東京都交通局が整備を完了した都営地下鉄のホームドアをはじめ、車両の増備・更新などに対応してきました。また、老朽化した各駅での大規模改良工事においては、高度な知識やノウハウが求められる工事監理業務を受託しています。

これらの質と量の両面にわたる事業拡大に対して、安全性を損なわず適切に業務を遂行していくことが求められています。このため、交通局職員との人材交流や経験者の採用を積極的に実施するなど、高い技術力を有する人材を活用し技術継承を継続させ、技術力の底上げを図ります。そして、高い専門性が求められる新たな業務においても、円滑に受託できる体制を構築し、東京都交通局グループの一員として、局とより一体となって都営交通の安全・安定輸送に貢献していきます。

- ④ 当社は、上記の経営課題などに対処するために定めていた「経営課題解決に向けた実施計画」を「経営計画2025」の策定に合わせて、会社の持続的な成長を支えるための「投資計画」として、経営計画の中に盛り込みました。今後も事業の進捗を踏まえて、着実に遂行していきます。

2. 当社の財産及び損益の状況

区 分	単位	第54期 (令和4年度)	第55期 (令和5年度)	第56期 (令和6年度)	第57期 (令和7年度)
売 上 高	千円	8,015,932	8,633,129	9,388,561	10,238,085
営業利益	千円	344,449	439,083	245,081	267,342
経常利益	千円	345,574	443,922	248,702	270,301
当期純利益	千円	226,685	317,137	183,683	199,309
1株あたり 当期純利益	円／株	5,667	7,928	4,592	4,983
1株あたり 純資産	円／株	62,640	67,378	66,412	70,823
総資産額	千円	3,915,384	4,349,439	4,667,857	4,947,306
純資産額	千円	2,505,610	2,695,112	2,656,488	2,832,917

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当ありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当ありません。

4. 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

- (1) 都営地下鉄等の駅務システム機器、ホームドア設備の保守管理業務
- (2) 都営地下鉄等のエスカレーター、エレベーターの保守管理業務
- (3) 都営地下鉄等の駅冷房設備、換気設備、空調設備等機械設備の保守管理業務
- (4) 都営地下鉄等の変電所の保守管理業務、駅舎照明設備点検清掃業務
- (5) 都営地下鉄の修車業務、東京さくらトラム及び日暮里・舎人ライナーの検車・修車業務
- (6) 都営地下鉄の土木構造物の検査・点検業務、駅建築・設備の点検業務、駅舎等の修繕業務
- (7) 東京さくらトラムの軌道、電線路、踏切保安設備の保守管理業務
- (8) 都営地下鉄等の工事監理業務及び安全管理業務
- (9) 東京都交通局の庁舎等の建物管理業務及び連絡員業務
- (10) 東京都交通局水力発電所の安全管理業務及び運転監視業務
- (11) 都営地下鉄構築内の携帯電話設備、PHS、光ケーブル設備等の点検及び工事の安全管理業務
- (12) 都営地下鉄駅構内監視システムの保守管理業務
- (13) 上記に付帯する業務

5. 主要な営業所（令和8年3月31日現在）

本社 東京都中央区東日本橋一丁目9番7号

6. 従業員の状況（令和8年3月31日現在）

区 分	期末人員(人)	前期比(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男 性	3 7 5	+ 9	4 9 . 6	8 . 4
女 性	2 6	+ 4	4 3 . 1	6 . 9
計	4 0 1	+ 1 3	4 9 . 2	8 . 3

※ 契約社員を含む。

7. 主な借入先の状況（令和8年3月31日現在）

該当ありません。

8. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当ありません。

9. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当ありません。

Ⅱ 会社の状況

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式の総数 64,000 株
(2) 発行済株式の総数 40,000 株
(3) 当期末株主数 1 名
(4) 大株主（令和 8 年 3 月 31 日現在）
株主：東京都交通局 所有株式総数 40,000 株 持ち株比率 100%

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（令和 8 年 3 月 31 日）

地 位	区 分	氏 名	担当及び重要な兼務の状況
代表取締役	常 勤	奥津 佳之	
常務取締役	常 勤	加納 晴生	駅務施設本部長・車両電気本部長兼務
常務取締役	常 勤	柏木 充	工務本部長兼務
取 締 役	非常勤	佐藤 和哉 注)3	東京都交通局職員部長
取 締 役	非常勤	稲垣 宏昌 注)3	東京都交通局電車部長
取 締 役	非常勤	生越 啓史	東京都交通局車両電気部長
取 締 役	非常勤	坂口 淳一	東京都交通局建設工務部長
取 締 役	非常勤	小磯 優子 注)1	社会保険労務士
監 査 役	非常勤	後藤 和宏 注)4	東京都交通局資産運用部長
監 査 役	非常勤	朝倉 敏守 注)2	公認会計士

注) 1 取締役 小磯優子氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。

注) 2 監査役 朝倉敏守氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

注) 3 取締役 佐藤和哉氏と稲垣宏昌氏は、令和 7 年 6 月 26 日に就任しました。

注) 4 監査役 後藤和宏氏は、令和 7 年 6 月 26 日に就任しました。

注) ・ 取締役 櫻庭裕志氏と神永貴志氏は、令和 7 年 3 月 31 日に辞任しました。

・ 監査役 築田直樹氏は、令和 7 年 3 月 31 日に辞任しました。

・ 取締役 社外取締役の矢野千秋氏は、令和 7 年 8 月 1 日に辞任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役	5 名	31,195 千円
(うち社外取締役)	(2 名)	(1,700 千円)
監査役	1 名	1,200 千円
(うち社外監査役)	(1 名)	(1,200 千円)

※ 1 取締役の報酬限度額は、平成 21 年 5 月 29 日開催の第 40 期定時株主総会において年額 40 百万円以内と決議しています。

なお、取締役に対する報酬配分は、令和 4 年 6 月 28 日開催の取締役会において代表取締役に一任することを決議しています。

※2 監査役の報酬限度額は、平成21年5月29日開催の第40期定時株主総会において年額10百万円以内と決議しています。

(3) 当期における非常勤役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	佐藤 和哉	令和7年6月26日の就任以降に開催された取締役会3回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	稲垣 宏昌	令和7年6月26日の就任以降に開催された取締役会3回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	生越 啓史	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
取締役	坂口 淳一	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
社外取締役	矢野 千秋	令和7年8月1日に辞任されるまでの間に開催された取締役会2回に出席し、弁護士として、法令遵守の観点から意見を述べました。
社外取締役	小磯 優子	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、社会保険労務士として、法令遵守の観点から意見を述べました。
監査役	後藤 和宏	令和7年6月26日の就任以降に開催された取締役会3回のうち2回に出席し、知識経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べました。
社外監査役	朝倉 敏守	当期に開催された取締役会4回の全てに出席し、公認会計士として、適正な会計処理等について意見を述べました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び総務本部長を被保険者として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補する役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の保険料は、その全額を当社の負担としています。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

各期の業績や将来の経営環境の見通し、内部留保の必要性等を総合的に勘案し、配当の有無・金額等を検討していきます。

4. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、東京都政策連携団体として東京都交通局の指導の下、安全の確保を最重点とした適正な業務運営を実施していくため、以下の体制を構築し運用しています。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コーポレートガバナンスの充実に努めるため、経営管理・監督機能を担う管理部門と、事業の執行機能を担う各事業部門で、相互牽制機能を持たせ、また、監査役設置会社として、各々の権限・職務分掌で実効性あるコンプライアンス体制を構築・実践しています。

具体的には、コンプライアンス規程において、すべての役員及び従業員が法令等を誠実に遵守し職務を遂行する旨を規定するとともに、従業員に対するコンプライアンス意識の普及・啓発、その他必要な事項の調査・検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置しています。また、法令違反行為等の通報及び相談を適切に処理するための体制を整備しています。

当期は、コンプライアンス委員会を4回開催するとともに、課長及び課長代理を対象とした労務管理・ハラスメント防止研修を実施したほか、役員を含めた全従業員を対象にコンプライアンス研修を実施するなど、継続的にコンプライアンス意識の普及・啓発を図っています。また、業務内部監査を実施し、必要な改善を講じるとともに、その結果を定例の役員会や部長会で報告し、かつネットワーク掲示板に掲載し社内で開催するなど、適正な事務手続についての情報共有を図っています。

さらに、これらの取組を社内外に向けて一層、明確にするため、「コーポレートガバナンス基本方針」及び「コンプライアンス基本方針」を策定し、令和7年4月から施行しています。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理、機密保持の重要性を認識し経営管理及び業務執行にかかる重要な文書、記録（株主総会、取締役会及び役員会の議事録等、取締役の職務の執行にかかる情報を含む。）を文書管理規程に基づき適切に保存、管理する体制を構築・実践しています。

(3) 安全確実な業務執行を実施するための体制

当社は、鉄道事業者に導入が求められる運輸安全マネジメントシステムに準じた安全マネジメントシステムを自主的に構築しています。基本となる安全管理規程を制定し、この規程に基づき安全統括管理者を選任し、その指揮の下に全社的な安全対策推進委員会を設置して、当社の業務執行における安全上の問題点や安全対策の進行状況を把握し、安全対策を推進しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、処務規程に基づき各取締役の職責を定め組織的かつ効率的な業務執行を図る体制を構築しています。また、定例の役員会において会社の重要事項について審議し、事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るとともに、原則として毎月開催している部長会において情報の共有を図り、会社全体が共通の目標に向けて取り組んでいます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、業務内部監査規程及び会計規程を制定し、その規程に則った執行が行われているかについて監査を実施しています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

平成25年度から引き続き、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び

個別注記表)とその附属明細書の信頼性を確保するため、公認会計士による任意監査を実施しています。

(7) 監査役の取締役等からの独立性を確保する体制

監査役は、自己の判断で外部の専門家、従業員から報告を受けるとともに、必要に応じて、直接従業員を指揮し監査業務をサポートさせています。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会に出席し、経営の意思決定及び業務の進行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて業務執行その他意思決定に関する文書等を閲覧し、取締役または従業員に説明を求め、内部監査部門が実施した監査についても報告を受けています。

5. 決算日後に生じた会社の状況に関する重要な事項

該当ありません。

以上